

第 4462 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2012年)平成24年 4月11日 水曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

👉 相続人の範囲

Q：相続が起こった場合、相続人は誰になるのですか？

A：相続人の範囲は、民法に規定されています。

【解説】

相続人の範囲は、民法で次のように定められています。

①相続人の範囲

死亡した人の配偶者は常に相続人となり、配偶者以外の方は、次の順序で配偶者と一緒に相続人になります。

- ・第1順位→死亡した人の子供

その子供が既に死亡しているときは、その子供の直系卑属（子供や孫など）が相続人となります。子供も孫もいるときは、死亡した人により近い世代の子供となります。

- ・第2順位→死亡した人の直系尊属（父母や祖父母など）

父母も祖父母もいるときは、死亡した人により近い世代の父母のとなります。第2順位の方は、第1順位の方がいないときに相続人になります。

- ・第3順位→死亡した人の兄弟姉妹

その兄弟姉妹が既に死亡しているときは、その人の子供が相続人となります。第3順位の方は、第1順位の方も第2順位の方もいないときに相続人になります。

